

# 文京区公衆浴場法施行細則

## ○文京区公衆浴場法施行細則

昭和五十五年五月三十日

規則第三十三号

改正 昭和五五年九月一日規則第五一号

昭和六一年六月二四日規則第三七号

平成三年一二月二五日規則第四二号

平成五年一二月一三日規則第四六号

平成一二年三月三一日規則第四八号

平成一三年六月一三日規則第五四号

平成一五年三月六日規則第七号

平成一五年三月三一日規則第一九号

平成一七年三月三一日規則第二二号

平成二四年三月三〇日規則第四六号

平成二八年三月三一日規則第六六号

令和二年一二月一四日規則第六八号

### (趣旨)

第一条 この規則は、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）、公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「省令」という。）及び文京区公衆浴場法施行条例（平成二十四年三月文京区条例第十二号。以下「条例」という。）に基づく区長の権限に属する事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (営業許可申請)

第二条 公衆浴場を經營しようとする者は、省令第一条第一号から第四号までに規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第一号による公衆浴場営業許可申請書正副二通を、区長に提出しなければならない。

- 一 公衆浴場の種別
- 二 工事着手予定年月日及び施設完成予定年月日
- 三 営業開始予定年月日

2 前項の公衆浴場営業許可申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例第二条第二項第一号に規定する普通公衆浴場を借り受け、又は譲り受けて經營するものであるときは、第一号から第三号までに掲げる書類（第二号にあつては、平面図を除く。）を省略することができる。

## 文京区公衆浴場法施行細則

- 一 当該公衆浴場を中心とした半径三百メートル以内の住宅、道路、公衆浴場等の見取図
- 二 建物の配置図、平面図、正面図、側面図及び断面図
- 三 給排水設備及び系統を明らかにした図面
- 四 経営しようとする公衆浴場が条例第四条第二項第一号に規定するその他の公衆浴場であるときは、電気設備の配置及び配線を明らかにした図面並びに各個室の詳細図
- 五 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- 六 省令第一条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類  
(営業許可書の交付等)

第三条 区長は、法第二条第一項の規定により許可したときは、別記様式第二号による公衆浴場営業許可書を交付するものとする。

- 2 区長は、法第二条第二項の規定により許可をしないときは、別記様式第三号による公衆浴場営業不許可通知書により通知するものとする。

(営業開始届)

第四条 法第二条第一項の規定による許可を受けた営業者は、営業を開始しようとするときは、別記様式第四号による公衆浴場営業開始届を区長に提出しなければならない。ただし、条例第二条第二項第一号に規定する普通公衆浴場の営業を借り受け、若しくは譲り受けて開始しようとするとき、又は同項第二号に規定するその他の公衆浴場の営業を開始しようとするときは、この限りでない。

(承継の届出)

第五条 省令第二条から第三条の二までの規定により届出をしようとする者は、別記様式第五号から別記様式第六号の二までによる公衆浴場営業承継届を区長に提出しなければならない。

(変更等の届出)

第六条 省令第四条の規定による届出をしようとする者は、別記様式第七号による公衆浴場営業許可事項変更届又は別記様式第八号による公衆浴場廃止(停止)届を区長に提出しなければならない。

(患者を入浴させるための許可申請)

第七条 法第四条ただし書の規定により区長の許可を受けようとする者は、別記様式第九号による患者入浴許可申請書を区長に提出しなければならない。

(貯湯槽を使用するときの措置)

第八条 条例第四条第一項第十一号アの規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、一年に一回以上行うものとする。

- 2 条例第四条第一項第十一号イに規定する規則で定める温度は、摂氏六十度とする。  
(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)

第九条 条例第四条第一項第十二号アの規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

- 2 条例第四条第一項第十二号イの規定による配管の内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。
- 3 条例第四条第一項第十二号ウの規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。
- 4 条例第四条第一項第十二号エの規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について一年に一回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。  
(基準の特例承認申請)

第十条 条例第五条の規定により基準の特例の承認を受けようとする者は、別記様式第十号による特例承認申請書に承認を受ける必要を証する書類を添え、区長に提出しなければならない。

- 2 新たに公衆浴場を設置しようとする者が前項の申請をする場合は、第二条の規定による営業許可申請と同時に行わなければならない。
- 3 区長は、条例第五条の規定により基準の特例の承認をしたときは、別記様式第十一号による特例承認書を交付するものとする。

付 則

この規則は、昭和五十五年六月一日から施行する。

付 則 (昭和五五年九月一日規則第五一号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和六一年六月二四日規則第三七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都文京区公衆浴場法施行細則の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間は、所要の修正を加えて使用することができる。

付 則 (平成三年一二月二五日規則第四二号)

## 文京区公衆浴場法施行細則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都文京区公衆浴場法施行細則（以下「旧細則」という。）第三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる公衆浴場の種別に応じて交付された公衆浴場営業許可書で、現に効力を有するものは、それぞれ同表の下欄に掲げる公衆浴場の種別に応じ、この規則による改正後の東京都文京区公衆浴場法施行細則第三条第一項の規定により交付された公衆浴場営業許可書とみなす。

一	公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成三年東京都条例第九十一号。以下「改正条例」という。）による改正前の公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（以下「旧条例」という。）第二条第一項ただし書に規定する普通公衆浴場で、二以外のもの	改正条例による改正後の公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第一項に規定する普通公衆浴場
二	旧条例第四条第二項に規定する普通公衆浴場	新条例第三条第二項第二号に規定するその他の公衆浴場
三	旧条例第三条第二項第一号に規定する特殊公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第四項第一号に該当する特殊公衆浴場に限る。）	新条例第三条第二項第一号に規定するその他の公衆浴場
四	旧条例第三条第二項第一号に規定する特殊公衆浴場で、三以外のもの	新条例第三条第二項第二号に規定するその他の公衆浴場
五	旧条例第三条第二項第二号から第四号までに規定する特殊公衆浴場	

- 3 この規則の施行の際、旧細則別記第一号様式、別記第二号様式、別記第四号様式から別記第十号様式まで及び別記第十二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(東京都文京区保健所長委任規則の一部改正)

- 4 東京都文京区保健所長委任規則（昭和五十年四月文京区規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

付 則（平成五年一二月一三日規則第四六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都文京区公衆浴場法施行細則別記様式第一号から別記様式第十号までの様式による用紙で現に残存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一二年三月三十一日規則第四八号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則（平成一三年六月一三日規則第五四号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成一五年三月六日規則第七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一五年三月三十一日規則第一九号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

付 則（平成一七年三月三十一日規則第二二号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

付 則（平成二四年三月三〇日規則第四六号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

付 則（平成二八年三月三十一日規則第六六号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

付 則（令和二年一二月一四日規則第六八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区公衆浴場法施行細則に規定する様

式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式第1号（第2条関係）

	年 月 日
文京区長 殿	
	住 所
	氏 名
	年 月 日生
	電話番号 ( )
	[ 法人の場合は主たる事務所の 所在地、名称及び代表者氏名 ]
公衆浴場営業許可申請書	
公衆浴場法第2条第1項の規定により、下記のとおり公衆浴場営業の許可を受けたいので、申請します。	
記	
1	施設の名称
2	施設の所在地
3	公衆浴場の種類
4	公衆浴場の種別 普通公衆浴場 その他の公衆浴場 ( )
5	施設の構造設備 (別紙のとおり)
6	工事着手予定年月日及び施設完成予定年月日
7	営業開始予定年月日
添付書類	
(1)	当該公衆浴場を中心とした半径300メートル以内の住宅、道路、公衆浴場等の見取図
(2)	建物の配置図、平面図、側面図及び断面図
(3)	給排水設備及び系統を明らかにした図面
(4)	経営しようとする公衆浴場が文京区公衆浴場法施行条例第4条第2項第1号に規定するその他の公衆浴場であるときは、電気設備の配置及び配線を明らかにした図面並びに各個室の詳細図
(5)	法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
(6)	公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類

別記様式第2号(第3条関係)

第 号
公 衆 浴 場 営 業 許 可 書
住 所 氏 名
年 月 日付で申請のあつた公衆浴場営業については、公衆浴場法第2条第1項の規定により、下記のとおり許可する。
年 月 日
文京区長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>
記
1 施設の名称
2 施設の所在地
3 公衆浴場の種別
4 条 件
教示
1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、文京区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、文京区を被告として(訴訟において文京区を代表する者は文京区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



別記様式第3号(第3条関係)

第 号

公衆浴場営業不許可通知書

住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあつた公衆浴場営業については、下記の理由により許可を与えられないので、公衆浴場法第2条第2項ただし書の規定により通知します。

年 月 日

文京区長



記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、文京区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、文京区を被告として(訴訟において文京区を代表する者は文京区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第4号（第4条関係）

	年 月 日
文京区長 殿	
	住 所
	氏 名
	年 月 日生
	電話番号 ( )
	〔法人の場合は主たる事務所の 所在地、名称及び代表者氏名〕
公衆浴場営業開始届	
年 月 日付第 号により許可を受けた下記公衆浴場は、年 月 日から営業を開始するので、文京区公衆浴場法施行細則第4条の規定に より届け出ます。	
記	
1	施設の名称
2	施設の所在地
3	施設完成年月日

別記様式第5号（第5条関係）

年 月 日

文京区長 殿

住 所

氏 名

年 月 日生

電話番号 ( )

被相続人との続柄 ( )

公 衆 浴 場 営 業 承 継 届

公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、下記のとおり公衆浴場営業者の地位を相続により承継したので、届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日
- 4 施設の名称
- 5 施設の所在地

添付書類

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

別記様式第6号（第5条関係）

年 月 日

文京区長 殿

名 称

事務所の所在地

代 表 者 氏 名

電話番号 ( )

公衆浴場営業承継届

公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、下記のとおり公衆浴場営業者の地位を合併により承継したので、届け出ます。

記

- 1 合併により消滅した法人の名称
- 2 合併により消滅した法人の事務所の所在地
- 3 合併により消滅した法人の代表者の氏名
- 4 合併の年月日
- 5 施設の名称
- 6 施設の所在地

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し

別記様式第6号の2（第5条関係）

年 月 日

文京区長 殿

名 称

事務所の所在地

代 表 者 氏 名

電話番号 ( )

公衆浴場営業承継届

公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、下記のとおり公衆浴場営業者の地位を分割により承継したので、届け出ます。

記

- 1 分割前の法人の名称
- 2 分割前の法人の事務所の所在地
- 3 分割前の法人の代表者の氏名
- 4 分割の年月日
- 5 施設の名称
- 6 施設の所在地

添付書類

分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

別記様式第7号（第6条関係）

	年	月	日
文京区長 殿			
	住 所		
	氏 名		
		年	月 日生
	電話番号	( )	
	〔法人の場合は主たる事務所の 所在地、名称及び代表者氏名〕		
公衆浴場営業許可事項変更届			
下記のとおり公衆浴場営業許可事項の変更をしたので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により届け出ます。			
記			
1	施設の名称		
2	施設の所在地		
3	公衆浴場の種別		
4	変更事項		
	旧		
	新		
5	変更年月日	年	月 日
6	変更理由		
	添付書類		
	(1) 構造設備の変更は、その説明図		
	(2) 法人代表者の変更は、全部事項証明書		

別記様式第8号（第6条関係）

	年 月 日
文京区長 殿	
	住 所
	氏 名
	年 月 日生
	電話番号 ( )
	〔法人の場合は主たる事務所の 所在地、名称及び代表者氏名〕
公衆浴場廃止（停止）届	
下記のとおり公衆浴場の廃止（停止）をしたので、公衆浴場法施行規則第4条の 規定により届け出ます。	
記	
1	施設の名称
2	施設の所在地
3	公衆浴場の種別
4	廃止（停止）年月日 年 月 日
5	廃止（停止）理由
	(1) 廃業 (2) 譲渡 (3) 改築 (4) 増築
	(5) 増改築 (6) 個人から法人 (7) 法人から個人
	(8) 一部停止 (9) その他 ( )

別記様式第9号（第7条関係）

年 月 日

文京区長 殿

住 所

氏 名

年 月 日生

電話番号 ( )

〔法人の場合は主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名〕

患 者 入 浴 許 可 申 請 書

公衆浴場法第4条ただし書の規定により、下記のとおり同条に規定する患者の入浴許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 営業許可番号及び営業許可年月日
- 4 患者用の入浴施設の概要（平面図添付のこと。）
- 5 入浴患者の種類



別記様式第 10 号 (第 10 条関係)

年 月 日

文京区長 殿

住 所

氏 名

年 月 日生

電話番号 ( )

〔法人の場合は主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名〕

特 例 承 認 申 請 書

文京区公衆浴場法施行条例第 5 条の規定により、下記のとおり基準の特例の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 公衆浴場の種別
- 4 承認を受けようとする事項
- 5 承認を受けようとする理由

別記様式第11号(第10条関係)

第 号
特 例 承 認 書
住 所 氏 名
年 月 日付で申請のあつた基準の特例の承認については、文京区公衆浴場法施行条例第5条の規定により、下記のとおり承認する。
年 月 日
文京区長 <span style="float: right;">印</span>
記
1 施設の名称
2 施設の所在地
3 公衆浴場の種別
4 承認事項
5 承認理由
教示
1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、文京区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、文京区を被告として(訴訟において文京区を代表する者は文京区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第1号（第2条関係）

別記様式第2号（第3条関係）

別記様式第3号（第3条関係）

別記様式第4号（第4条関係）

別記様式第5号（第5条関係）

別記様式第6号（第5条関係）

別記様式第6号の2（第5条関係）

別記様式第7号（第6条関係）

別記様式第8号（第6条関係）

別記様式第9号（第7条関係）

別記様式第10号（第10条関係）

別記様式第11号（第10条関係）